

松江市告示第 479 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件（平成 27 年松江市告示第 457 号）の一部を次のように改正する。

平成 27 年 1 2 月 2 8 日

松江市長 松 浦 正 敬

別表住民票の写し等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置の部中「規則第 3 条第 1 項第 4 号」を「規則第 3 条第 1 項第 6 号」に改め、同部規則第 3 条第 1 項第 4 号の款 5-1 の項中「本人交付用税務書類又は官公署若しくは」を「官公署又は」に改め、同表電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置の部中規則第 4 条第 2 号口前段の款 9-4 の項中「本人交付用税務書類又は官公署若しくは」を「官公署又は」に、「若しくは発給」を「又は発給」に改め、同表代理人である個人番号提供者を確認できる書類等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置の部中「規則第 9 条第 5 項第 4 号」を「規則第 9 条第 5 項第 6 号」に改め、同部規則第 9 条第 5 項第 4 号の款 18-1 の項中「本人交付用税務書類又は官公署若しくは」を「官公署又は」に、「若しくは発給」を「又は発給」に改め、同表電子情報処理組織を使用して本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置の部規則第 10 条第 3 号口前段の款 21-4 の項中「本人の本人交付用税務書類又は官公署若しくは」を「官公署又は」に、「若しくは発給」を「又は発給」に改め、「書類で」の次に「、本人の」を加える。

附 則

この告示は、平成27年12月28日から施行する。